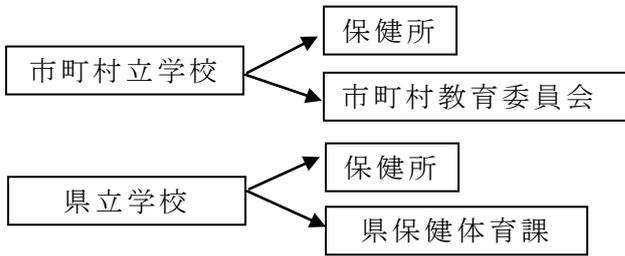


【感染症発生時の報告経路】

■ 出席停止



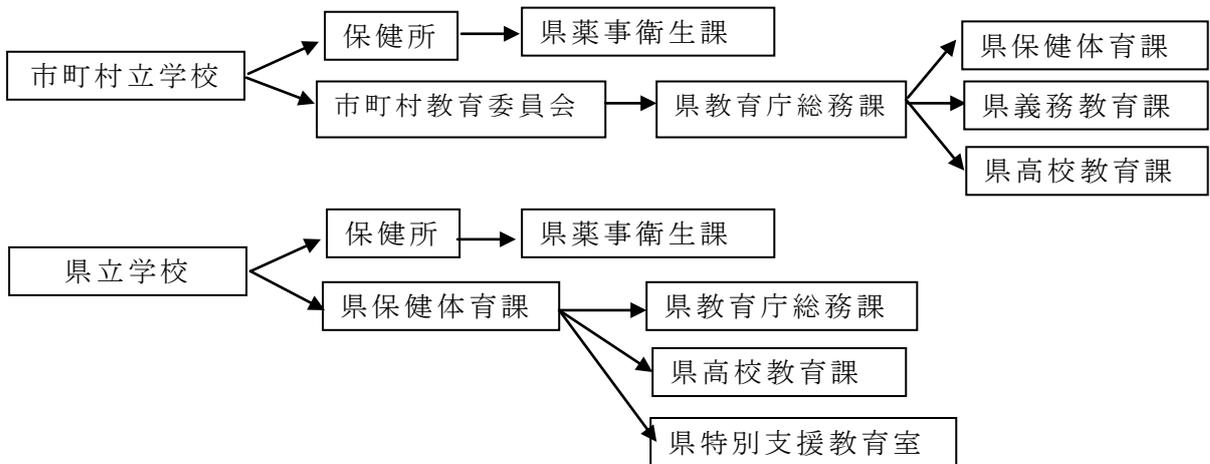
※市町村教育委員会への報告は、市町村立小・中学校管理規則に従う。
(市町村立学校)

※保健体育課への報告は学校欠席者情報システムの入力により報告に代える。
(県立学校)

【変更点】保健所への報告について

※学校保健安全法第18条、同施行令第5条の1による出席停止の保健所への報告については、感染症（学校欠席者）情報収集システムの入力により報告に代えることができる。
(市町村立学校、県立学校)

■ 学級閉鎖、臨休報告書



※学級閉鎖の場合は、当日13時までに必ず所管の保健所に報告（様式1-2）をする。